

64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

サッカー用スパイクシューズ、電気加熱式スリッパ、革製の靴、ゴム長靴、スキー靴、革製のスポーツ用の履物、幼児用の長靴（ゴム製）、レスリングシューズ

ゴム長靴



スパイクシューズ

革製の靴

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

重要な部・類の注

≪第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品の注の規定≫

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(c) 第 63.09 項の中古の履物

(d) 石綿製品 (第 68.12 項参照)

(e) 整形外科用の履物その他の機器及びその部分品 (第 90.21 参照)

(f) がん具の靴及びアイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴並びにすね当てその他これに類する保護用スポーツウェア (第 95 類参照) など

【備考 1】

この類において、「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物」とは、テニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに属する履物のほか、登山靴、乗馬靴、その他のスポーツ活動用に供する履物をいい、スポーツ用の履物 (スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの及び取り付けることができるもの並びにスケート靴、スキー靴 (クロスカントリー用のものを含む。)、スノーボードブーツ、レスリングシューズ、ボクシングシューズ及びサイクリングシューズ) を含まない。

64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

出題例

【問題】

アイススケートを取り付けたスケート靴は、履物として第 64 類に分類される。

【問題】

第 64 類（履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品）には、ローラースケートを取り付けたスケートを含まない。

64 類

履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

解答

【問題】

アイススケートを取り付けたスケート靴は、履物として第 64 類に分類される。

【解答】 誤り。

アイススケートを取り付けたスケート靴は、運動用具として第 95 類に分類される（第 64 類注 1 (f)）。

【問題】

第 64 類（履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品）には、ローラースケートを取り付けたスケートを含まない。

【解答】 正しい。

第 64 類注 1 (f) によりローラースケートを取り付けたスケート靴は、第 64 類には、含まれず第 95 類の運動用具の物品に含まれる。

65 類

帽子及びその部分品

ゴム製水泳帽、革製の帽子

革製の帽子

ゴム製水泳帽



キャップ

麦わら帽子

65 類

帽子及びその部分品

重要な部・類の注

《第 65 類 帽子及びその部分品の注の規定》

【注】

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - (a) 第 63.09 項の中古の帽子
 - (b) 石綿製の帽子（第 68.12 項参照）
 - (c) 第 95 類の人形又はがん具の帽子及びカーニバル用品

出題例

【問題】 次のうち第 65 類に分類されないものはどれか。

- ① ゴム製水泳帽、革製の帽子
- ② 帽子用のすべり革、あごひも
- ③ 中古の帽子、がん具の帽子

帽子及びその部分品

解答

【問題】 次のうち第 65 類に分類されないものはどれか。

- ① ゴム製水泳帽、革製の帽子
- ② 帽子用のすべり革、あごひも
- ③ 中古の帽子、がん具の帽子

【解答】 ③

中古の帽子は第 63 類（紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ）、がん具の帽子は第 95 類（がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）にそれぞれ分類される。

66 類

傘、つえ、シートステッキ及び
むち並びにこれらの部分品



66 類

傘、つえ、シートステッキ及び むち並びにこれらの部分品

重要な部・類の注

《第 66 類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) ものさし兼用のつえその他これに類する物品（第 90.17 項参照）
- (b) ステッキ銃、仕込みづえ、鉛を詰めた護身用のつえその他これらに類する物品（第 93 類参照）
- (c) 第 95 類の物品（例えば、がん具の傘）

出題例

【問題】 次のうち第 66 類に分類されるものはどれか。

- ①ビーチパラソル
- ②がん具の傘
- ③鉛を詰めた護身用のつえ

66 類

傘、つえ、シートステッキ及び むち並びにこれらの部分品

解答

【問題】 次のうち第 66 類に分類されるものはどれか。

- ①ビーチパラソル
- ②がん具の傘
- ③鉛を詰めた護身用のつえ

【解答】 ①

②がん具の傘は、第 95 類（がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 66 類注 1 (c) 参照）。

③鉛を詰めた護身用のつえは、第 93 類（武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される（第 66 類注 1 (b) 参照）。

67 類

調製羽毛、羽毛製品、造花及び
人髪製品

羽毛皮、かつら



67 類

調製羽毛、羽毛製品、造花及び 人髪製品

重要な部・類の注

《第 67 類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 人髪製のろ過布（第 59.11 項参照）
- (b) レース、ししゅう布その他の紡織用繊維の織物類から製造した花柄のモチーフ（第 11 部参照）
- (c) 履物（第 64 類参照）
- (d) 帽子及びヘアネット（第 65 類参照）

3 第 67.02 項には、次の物品を含まない。

- (a) ガラス製品（第 70 類参照）
- (b) 陶磁器、石、金属、木その他の材料から製造した人造の花、葉及び果実で、成型、鍛造、彫刻、打抜きその他の方法により一体として製造したもの並びに結束、接着、はめ込み結合及びこれらに類する方法以外の方法により部分品を組み立てたもの

出題例

【問題】 次のうち第 67 類に分類されるものはどれか。

- ①人髪（加工していないもの）
- ②ガラス製の造花
- ③かつら

67 類

調製羽毛、羽毛製品、造花及び 人髪製品

解答

【問題】 次のうち第 67 類に分類されるものはどれか。

- ①人髪（加工していないもの）
- ②ガラス製の造花
- ③かつら

【解答】 ③

①人髪（加工していないもの）は、第 5 類（動物性生産品（他の類に該当するものを除く））に分類される。

②ガラス製の造花は、第 70 類（ガラス及びその製品）に分類される（第 67 類注 3 (a) 参照）。